

基準ガラス製温度計の構造に係る技術上の基準について

国立研究開発法人産業技術総合研究所
計量標準総合センター (NMIJ)
工学計測標準研究部門 計量器試験技術グループ

基準ガラス製温度計の基準器検査申請において、構造に係る技術上の基準（以下、「構造基準」）の不適合事案が散見されます。

申請者及び代理人におかれましては、申請にあたり今一度、申請器物について基準器検査規則の構造基準の確認をお願いいたします。

なお、構造不適合器物については、不合格となることから十分にご留意願います。

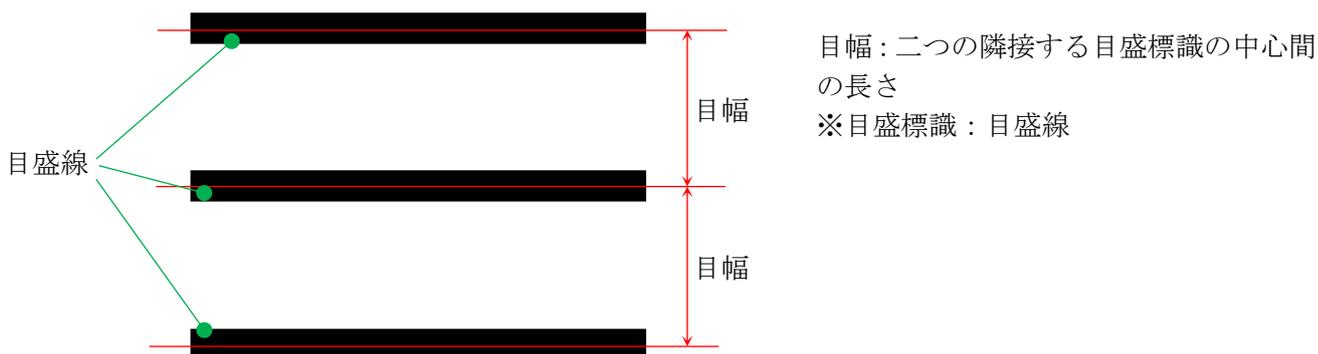
また、事前の構造確認において、確認が困難な場合には、対象器物とともにご担当者様が産総研へお越しいただき、温度計担当者と相互確認をさせていただきます。

主な不適合例

○基準器検査規則第 112 条第 3 項関係

温度基準器の目盛線は、その太さが目幅の五分の二以下でなければならない。

→目幅に対して目盛線の太さが太いものが見受けられます（目幅 4:目盛線の太さ 1 程度）。



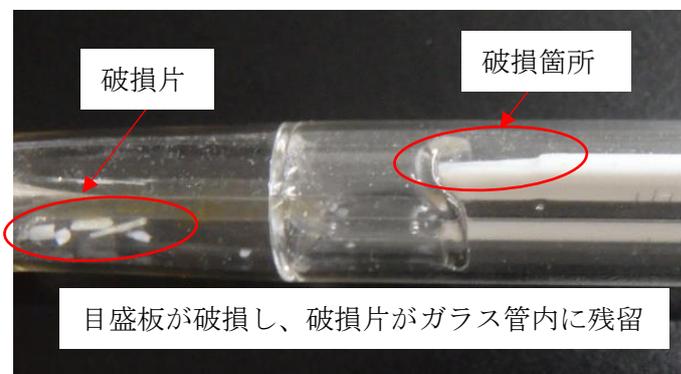
○基準器検査規則第 115 条第 1 項関係

温度計のガラスの部分は、継ぎ目の不完全、気泡、傷及びひずみ等があるため、通常の使用状態において破損するおそれがある。

【ガラス破損】



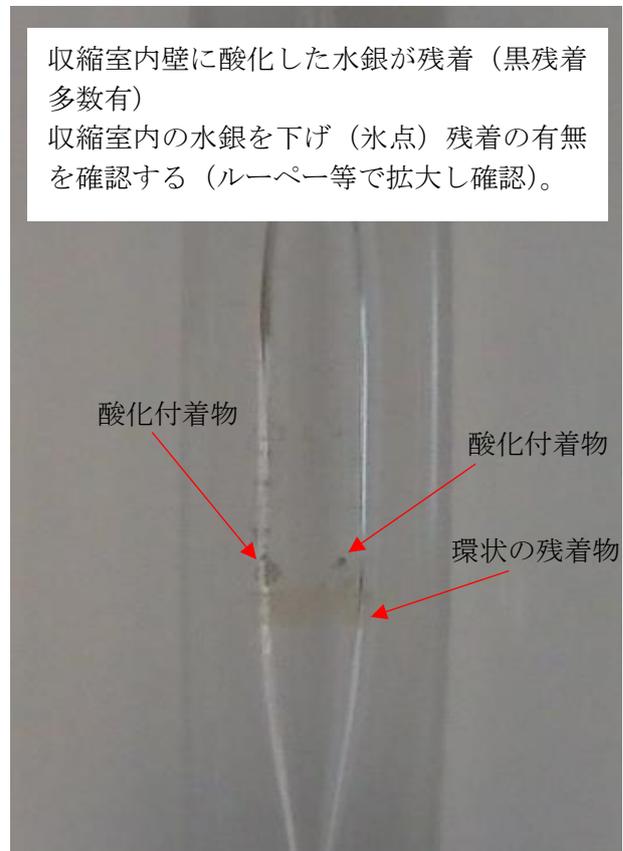
【目盛板の破損】



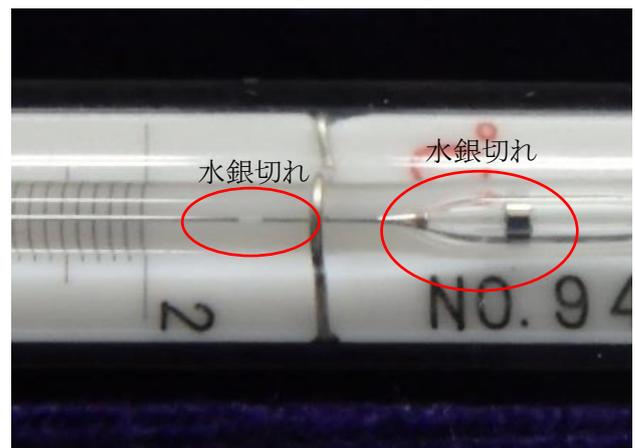
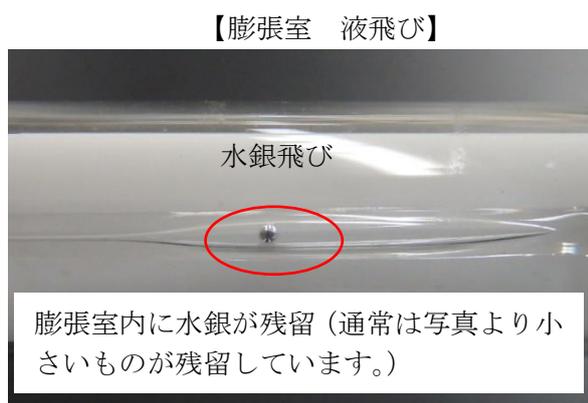
○基準器検査規則第115条第6項関係

温度基準器は、毛細管の内壁が著しく汚れ、毛細管の補球部に示度に影響を及ぼす程度の量の感温液が付着し、又は毛細管内に水分、空気及びびりり等を含んでいること等のため、温度を計るときに、感温液の液切れ又は誤差を生ずるものであってはならない。

【収縮室汚れ】



【水銀切れ】



以上、よろしくお願いいたします。